

「自主規制基本指針」の一部改正について

新旧対照表

(赤字部分変更)

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 本指針は、会員が行う暗号資産取引業及び電子決済手段取引業に関し、遵守すべき基本指針を定めることによって、これらサービスの適切な実施を確保し、もって、その利用者等を保護することを目的とする。</p> <p>(経営管理)</p> <p>第 3 条 会員は、暗号資産取引業及び電子決済手段取引業の健全かつ安定的な経営を行うために、次の各号に掲げる事項を経営管理の基本として定め、これら業務の実施のために必要な社内管理体制を整備しなければならない。</p> <p>(1) 取り扱う暗号資産等、取引（暗号資産取引業に該当しない暗号資産関連取引を含む。）の特性、ビジネスモデル、業務内容、経営規模等を勘案の上、会員が暗号資産取引業及び電子決済手段取引業を行うことにより生じ得る財務及び経営上のリスクを定期的かつ網羅的に検証し、評価すること。</p> <p>(略)</p> <p>(不祥事件に対する対応)</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 本指針は、会員が行う暗号資産取引業に関し、遵守すべき基本指針を定めることによって、これらサービスの適切な実施を確保し、もって、その利用者等を保護することを目的とする。</p> <p>(経営管理)</p> <p>第 3 条 会員は、暗号資産取引業の健全かつ安定的な経営を行うために、次の各号に掲げる事項を経営管理の基本として定め、これら業務の実施のために必要な社内管理体制を整備しなければならない。</p> <p>(1) 取り扱う暗号資産、取引（暗号資産取引業に該当しない暗号資産関連取引を含む。）の特性、ビジネスモデル、業務内容、経営規模等を勘案の上、会員が暗号資産取引業を行うことにより生じ得る財務及び経営上のリスクを定期的かつ網羅的に検証し、評価すること。</p> <p>(略)</p> <p>(不祥事件に対する対応)</p>

第5条 会員は、役職員に暗号資産取引業及び電子決済手段取引業
に関し法令に違反する行為又は暗号資産取引業及び電子
決済手段取引業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為
(以下「不祥事件」という。)があったことを知った場合
には、当該事実を知った日から2週間以内に、協会に対し
て、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。

(略)

第5条 会員は、役職員に暗号資産取引業に関し法令に違反する行
為又は暗号資産取引業の適正かつ確実な遂行に支障を来
す行為(以下「不祥事件」という。)があったことを知っ
た場合には、当該事実を知った日から2週間以内に、協会
に対して、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。
い。

(略)